

町田市民病院外壁改修工事仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院外壁改修工事」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、発注者の「町田市民病院外壁改修工事」を受注者に発注し、南棟・東棟・エネルギー棟の外壁タイルに多くの浮き、ひび割れ、白華現象が見られ、外壁シーリングは経年劣化が顕著であるため、外壁に関わる改修工事を行い施設の長寿命化をはかり安全で継続的な使用を目的とする。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から2028年3月17日

5. 工事内容

別紙、特記仕様書及び図面のとおり

- ・特記仕様書 一式
- ・図面 一式

6. 施工条件

- (1) 作業日程および作業詳細については監督員と調整すること。
- (2) 作業日は原則平日とするが、監督員の承認があった場合は土日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業等が制約される事があるため、事前に監督員および現場職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理並びに施工については、施設利用者への配慮については十分に検討し、低騒音・低振動等の工法を採用し施工すること。
- (5) 本工事中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。
- (6) 仕様書に記載のない事項については、別紙特記仕様書のとおり

7. 一般事項

別紙「特記仕様書」記載のとおり

8. 提出書類

別紙「特記仕様書」記載のとおり

9. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

11. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、監督員と協議のうえ実施する。

12. 保証

本工事の保証期間は、引き渡し日より2年間とする。引き渡し日より2年以内に生じた不具合等は、受注者の負担にて速やかに処置することとする。

13. 支払業務

支払について

- (1) 前金払は、契約金額の10分の4以内(1000円単位)して請求に基づき支払をする。
- (2) 契約金額の10分の2以内(1000円単位)とする。
ただし、中間前金払は予算の範囲内で支払うものとする。とする。
- (3) 最終支払は、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

14. 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て受注者の負担で実施すること。

15. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。